

第6編 風水害応急対策

目 次

第6編 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動.....	6-1
第1節 気象予警報等の収集・伝達.....	6-1
第2節 組織体制.....	6-11
第3節 動員体制.....	6-21
第4節 警戒活動.....	6-25
第5節 応急避難.....	6-27
第2章 災害発生後の活動.....	6-38
第1節 情報の収集・伝達.....	6-38
第2節 災害広報・広聴対策.....	6-53
第3節 応援の要請・受入れ及び支援体制の整備.....	6-53
第4節 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼・受入れ.....	6-53
第5節 消火・救助・救急活動.....	6-53
第6節 医療救護活動.....	6-53
第7節 二次災害の防止対策.....	6-53
第8節 緊急輸送活動・交通規制.....	6-53
第9節 避難所の開設・運営.....	6-53
第3章 災害復旧期の活動.....	6-54
第1節 災害救助法の適用.....	6-54
第2節 緊急物資の供給.....	6-54
第3節 保健衛生活動.....	6-54
第4節 要配慮者等の支援対策.....	6-54
第5節 ライフラインの確保.....	6-54
第6節 建築物・住宅応急対策.....	6-54
第7節 農林関係応急対策.....	6-54
第8節 応急教育等.....	6-54
第9節 文化財の応急対策.....	6-55
第10節 廃棄物の処理.....	6-55
第11節 遺体の収容・処理及び埋火葬.....	6-55
第12節 自発的支援の受入れ.....	6-55
第13節 社会秩序の維持.....	6-55

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の収集・伝達

奈良地方気象台から発表される気象予警報等の情報を収集し、あらかじめ定めた経路によって、関係機関及び住民に迅速に伝達する。

《担当部・機関》

各部・関係機関

第1 情報の収集

1 気象予警報等の種類

(1) 気象、地象、水象

奈良地方気象台は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。

ア 注意報

気象現象等によって県域に災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表されるもの。

イ 警報

気象現象等によって県域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を喚起するために発表されるもの。

ウ 特別警報

気象現象等によって県域に警報の発表基準をはるかに超える重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関に最大級の警戒を喚起するために発表されるもの。

(2) 気象警報等の発表基準

奈良地方気象台から一般及び水防活動の利用に供するために県下に発表される気象、地象、水象の注意報、警報、特別警報の種類及びその基準は次のとおりである。

なお、気象警報等は、気象要素(雨量、風速、波の高さなど)が基準に達すると予想した区域に対して発表するが、大地震で地盤がゆるんだりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準(暫定基準)で発表することがある。また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもある。

ア 警報・注意報の種類及び発表基準（令和4年11月24日現在）

警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	124
	洪水		流域雨量指数基準	竜田川流域=19.5, 富雄川流域=19.5
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	大和川上流 [板東]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
注意報	大雨		表面雨量指数基準	7
			土壌雨量指数基準	101
	洪水		流域雨量指数基準	竜田川流域=15.6, 富雄川流域=15.6
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	大和川上流 [板東]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	雷			落雷等により被害が予想される場合
	濃霧	視程		100m
	乾燥			最小湿度 40%で実効湿度 65%
	なだれ			積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨
	低温			最低気温-5℃以下
	霜			4月以降の晩霜
着雪			24時間降雪の深さ：平地 20cm 以上 気温：-2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量		100mm

表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを見積もり、浸水の危険度を示した指標
 土壌雨量指数：降った雨が土壌中にどれだけ貯まっているかを見積もり、土砂災害の危険性を示した指標
 流域雨量指数：流域で降った雨の量や流下する時間などを考慮し、対象区域の洪水の危険度を示した指標

イ 特別警報の種類及び発表基準

種 類	発 表 の 基 準
大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴 風 雪 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪 特 別 警 報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(3) 大和川洪水予報

大和川洪水予報は、気象業務法第14条の2第2項及び水防法第10条第2項に基づき、近畿地方整備局、大阪管区気象台及び奈良地方気象台が共同して発表する。

種 類	発 表 の 基 準
はん濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
はん濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位がはん濫危険水位(危険水位)に到達したとき
はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫が発生したとき
はん濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき

(4) 水防警報

水防警報とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣、又は知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認められるとき警告を発するもので、これの措置については奈良県水防計画で定める。

ア 知事の発する水防警報

(ア) 対象河川 (P3-5 奈良県知事の指定する河川参照)

(イ) 水防警報の発表基準

階 級	警報の種類	内 容 及 び 時 期
第1段階	待機	水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容、又は上流の降雨状況により行う。
第2段階	準備	水防資機材の点検、水樋門等の開閉準備、巡視の強化、及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位(通報水位)を超えたとき、又は重大な水防事態の発生が予測されるときに出す。
第3段階	出動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、はん濫注意水位(警戒水位)を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。
第4段階	解除	水防活動終了の通知を行う。
適 宜	水防情報	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要なる水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

(ただし、待機、準備の2段階は省略することができる。)

(ウ) 措置[監理課]

郡山土木事務所長より水防警報の通知を受けた水防管理者は、住民、消防本部（団）並びにダム、井堰及び水（樋）門扉等管理者（河川占有者）、ため池管理者に通知しなければならない。

また、状況に応じて、水防活動上必要と思われる情報を管内に周知させること。

イ 国土交通大臣の発する水防警報

(ア) 対象河川

国土交通大臣の指定する河川

(イ) 水防警報の発表基準

階 級	警報の種類	内 容
第1段階	待 機	水防（消防）団員の足止めを行う事を目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
第2段階	準 備	水防資材の点検、水門等開閉準備、水防要員招集準備、巡視及び幹部の出動に対するもので、主として上流の雨量に基づいて行う。
第3段階	出 動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、主として上流の雨量に基づいて行う。
第4段階	解 除	水防活動終了の通知を行う。
適 宜	水防情報	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水文状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

(注) 観測施設の故障、損壊等によって水防警報を発表できないときは、理由を付して関係機関に通知する。

(ウ) 水防警報の発表時期

河川名		大 和 川
警報及び情報の種類		板東（対象量水標名）
水 防 警 報	待 機	はん濫注意水位（警戒水位）に達する約3時間前
	準 備	はん濫注意水位（警戒水位）に達する約2時間前
	出 動	はん濫注意水位（警戒水位）に達する約1時間前
	解 除	水位がはん濫注意水位（警戒水位）を下回り水防活動を必要としなくなったとき。
	水 位	適宜

(エ) 措 置 [監理課]

郡山土木事務所長より水防警報の通知を受けた水防管理者は、住民、消防本部（団）並びにダム、井堰及び水（樋）門扉等管理者（河川占有者）、ため池管理者に通知しなければならない。

ウ 河川の指定

水防法第10条の4第1項、第4項に基づき、洪水により相当な損害を生じるおそれがあると認められる河川は次のとおりである。

(ア) 国土交通大臣の指定する河川

河川名	区 域	対 象 量水標	水 位
大和川右岸	生駒郡斑鳩町目安、安堵町境界から斑鳩町神南、三郷町境界まで	板 東	水防団待機水位 2.00m はん濫注意水位 3.00m 避難判断水位 3.50m はん濫危険水位 4.10m

(イ) 奈良県知事の指定する河川

河川名	区 域	対 象 量水標	水 位
富 雄 川	左岸 斑鳩町高安、大和郡山市境界から同所安堵町境界まで 右岸 斑鳩町幸前、大和郡山市境界から安堵町領域を除く大和川合流点まで	高 安	水防団待機水位 1.40m はん濫注意水位 2.10m 避難判断水位 2.10m はん濫危険水位 2.60m
竜 田 川	左岸・右岸 斑鳩町龍田、平群町境界から大和川合流点まで	平 群	水防団待機水位 1.10m はん濫注意水位 2.20m 避難判断水位 3.50m はん濫危険水位 3.90m

(5) 火災警報

火災気象通報は、消防法に基づいて奈良地方気象台長が気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、その状況を知事に通報するもので、町長が知事からこの通報を受けたときは、必要により関係団体及び住民等に火災警報を発表するものとする。

火災気象通報の通報基準は次のとおりとする。

ア 実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は、通報しないこともある。

(6) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、土砂災害による被害の防止、軽減のため、大雨によって土砂災害発生のおそれが高まったときに、奈良県と奈良地方気象台が連携して発表する防災情報である。

土砂災害の前兆現象、土砂移動現象が発見された場合に危険区域内の住民全員が避難をすべき時期とされる（危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当）。

発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべりなどについては発表対象としていない。そのため、防災活動にあたっては、周辺の溪流・斜面の状況なども合わせて、総合的に判断する必要がある。

2 異常現象の発見及び通報

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町又は警察署に通報する。

(2) 町長は、異常現象の通報を受けた場合、県防災統括室及び奈良地方気象台その他の関係機関に通報し、住民に対して周知徹底を図るとともに、状況に応じて警戒区域等の設定、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

【異常現象の種類と内容】

異常現象の種類	内 容
気 象	竜巻、ひょう、突風等で激しく異常なもの
水 象	河川、ため池等の異常水位、堤防等の水もれ
地 象	崖崩れ、地割れ等
そ の 他	ガス・石油等の流出

3 気象予警報等に関する情報の収集

奈良県土砂災害・防災情報システム、県防災情報システム、奈良県防災危機管理情報システム、国土交通省川の防災情報、電話等、関係機関との連携によって収集する。

4 警戒レベルと住民がとるべき行動

(1) 警戒レベルの目的等

住民がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応が明確化された。

「警戒レベル3」高齢者等避難、「警戒レベル4」全員避難とし、避難のタイミングを明確化するとともに、命を守る行動のために極めて困難な災害が実際に発生しているとの情報を、「警戒レベル5」緊急安全確保と位置付けられた。

(2) 避難のタイミングの明確化

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難指示等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
5	・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・緊急安全確保※必ず発令されるものではない	・氾濫発生情報	・大雨特別警報(浸水害)	・大雨特別警報(土砂災害)
4	・指定緊急避難場所等への避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難指示	・氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)
3	・要配慮者等は避難する。 ・要配慮者以外の者は、避難の準備をし、自発的に避難する。	・高齢者等避難	・氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。		・氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
1	・災害への心構えを高める。				

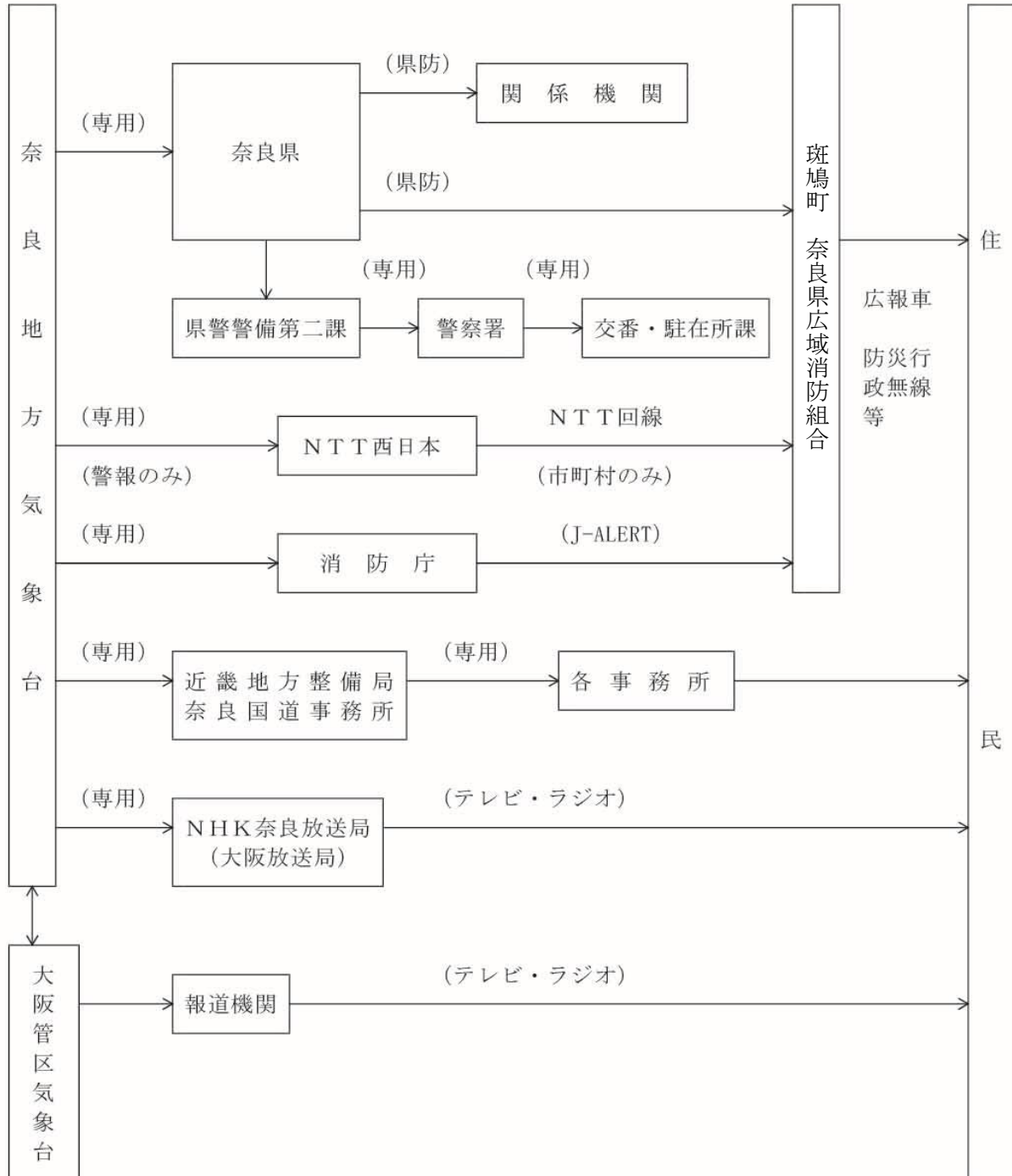
第2 情報の伝達系統

1 気象予警報等の伝達経路

被害を及ぼす可能性のある気象状況等が予想される場合、各関係機関からの伝達は、次のとおりである。

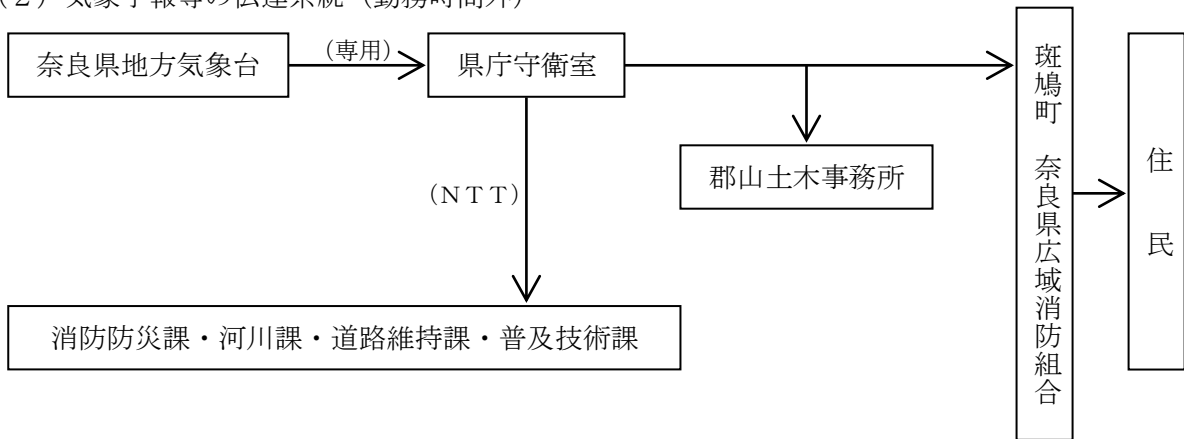
【気象予警報等の関係機関への伝達系統】

(1) 気象予報等の伝達系統（勤務時間内）



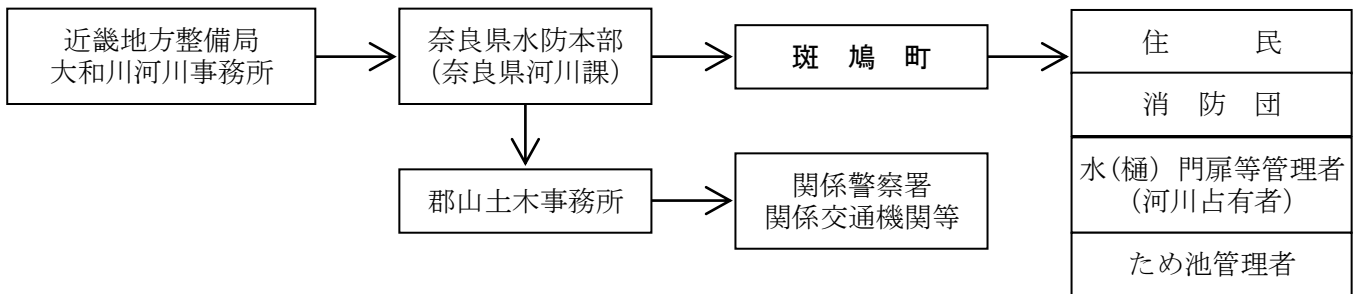
(県防) は県防災行政通信ネットワーク、(専用) は専用線または専用無線を表す。

(2) 気象予報等の伝達系統 (勤務時間外)

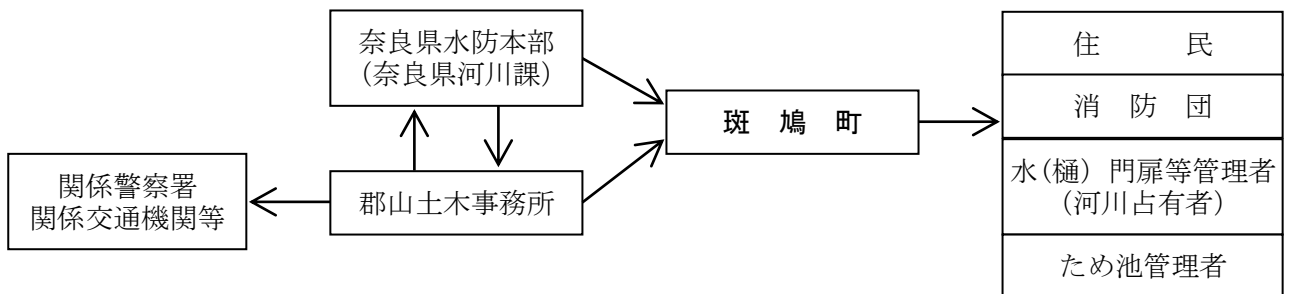


【大和川洪水予報等の連絡系統】

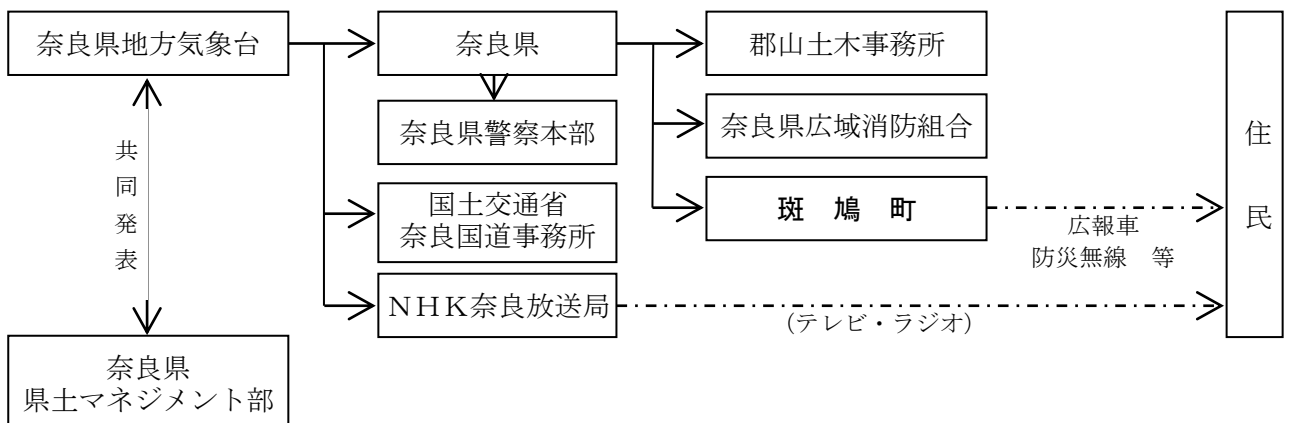
【国土交通大臣が発表する大和川水防警報の情報連絡系統】



【知事が発表する水防警報伝達系統】

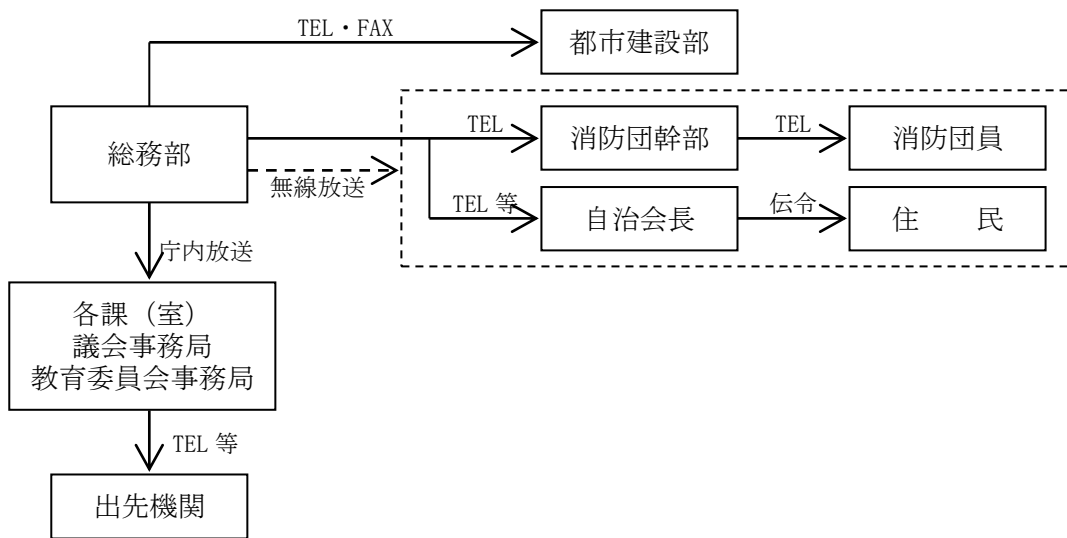


(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統



2 庁内の伝達系統

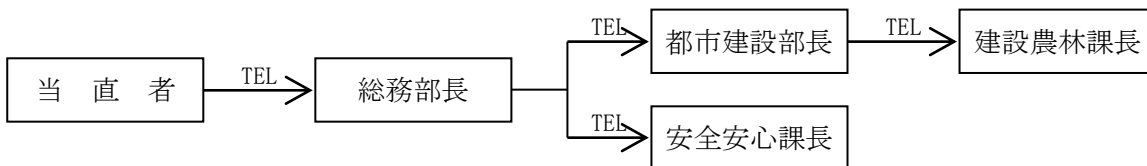
(1) 勤務時間内における伝達系統



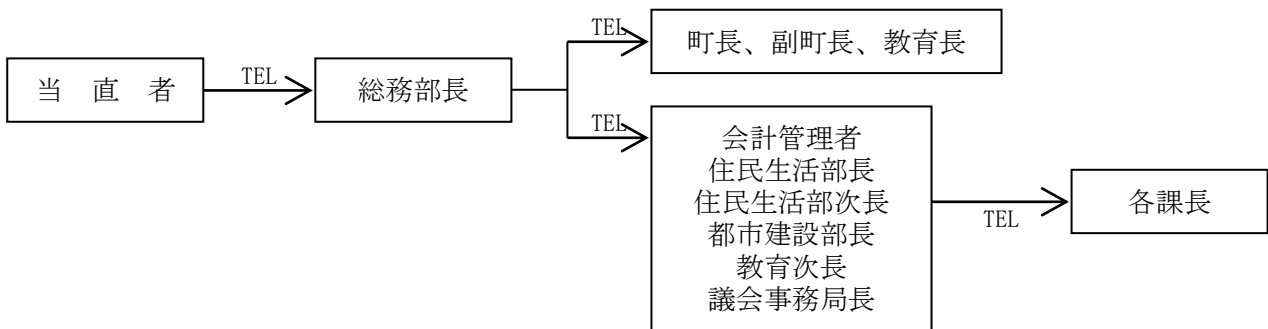
(2) 勤務時間外における伝達系統

勤務時間外において県から予警報の連絡があった場合、又は災害発見者からの通報があったときは、当直者は次のところへ連絡するものとする。

ア 予報の場合



イ 警報の場合



(3) 伝達方法

ア 住民は、ラジオ、テレビを利用して気象予警報等を知るよういつも留意するものとする。

イ 自治会長への連絡は、総務課が無線放送、電話等で連絡し、各自治会長は適切な方法をもって住民に周知させるものとする。

ウ 警報を住民に周知するにあたっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行うように努めるとともに、要配慮者に配慮する。

エ 勤務時間外にあつては、当直者は直ちに総務部長（部長不在の時は安全安心課長）に通知し、意見を聞いて各部長並びに議会事務局長への伝達について指示を受けなければならない。

(4) 伝達情報

- ア 気象警報等（暴風、大雨、洪水の警報。ただし警報等の解除、切替を含む。）
- イ 火災警報
- ウ 水防警報
- エ 火災情報、突発性事故等
- オ その他重要なもの

3 関係機関への周知徹底と講ずる対策

気象予警報等及び火災気象通報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により管内の関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

また、特別警報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、町地域防災計画等に基づく伝達手段により管内の住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講ずる。

- (1) 西日本電信電話株式会社からの伝達は、警報の種別のみであるから県防災行政無線、ラジオ、テレビ放送によりあるいは最寄の警察機関、水防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。
- (2) 異常現象を発見し、又は通報を受けたときは県及び奈良地方気象台に通知するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町村に連絡する。
- (3) 県から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。

第2節 組織体制

町は、町域内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、災害の規模に応じた組織動員体制をとるものとする。

《担当部・機関》

各部・関係機関

第1 斑鳩町防災会議

防災会議は、斑鳩町防災会議条例（昭和37年9月27日条例第11号、改正平成26年12月17日条例17号）に基づき設置される組織で、町長を会長とし、地域防災計画の作成と実施、災害時における情報の収集及び関係機関の実施する災害応急対策の連絡調整等を行う。

資料 3-1-1 斑鳩町防災会議条例、資料 3-1-2 斑鳩町防災会議委員

第2 活動体制の確立

職員の活動体制は次のとおりとする。

体制	動員区分	設置基準	配備内容
警戒体制 風水害等	1号警戒配備	大雨又は洪水注意報が発令され、被害の発生するおそれがあり警戒を必要とするとき	事業部と総務班で情報連絡及び災害に対処すべく企画を行い、状況に応じてすみやかに2号警戒に切りかえ得る体制とする。
	2号警戒配備	1. 大雨又は洪水警報が発令され、被害の発生する恐れが強くなったとき 2. 水防警報第2段階が発令されたとき	各部の所要人員をもって災害の警戒にあたり、1号動員発令に対処出来得る体制を整える。
災害対策本部	1号動員	1. 大雨又は洪水警報が発令され、局地的に災害が発生したとき又は、発生することが予測される場合 2. 台風が本土に接近し、近畿地方を通過するおそれがある場合 3. 町長が必要と認めたとき	各班の必要最小限の所要人員をもって災害に対する警戒態勢をとり、併せて小災害が発生した場合に対処し得る体制とする。
	2号動員	1. 相当規模の災害が発生したとき又は、発生することが予測される場合 2. 町長が必要と認めたとき	各班の全員をもって相当規模以上の災害が発生した場合、直ちに完全な活動を行うことができる体制とする。

■参考：奈良県

動員区分	A動員	B動員	C動員
動員基準	水害・土砂災害等の場合、災害の規模に応じて動員規模を決定 (地震の場合は震度階級に応じて決定)		
動員規模	全職員の約 1/5 約 1,300 人体制 +警察部約 2,800 人 総計約 4,100 人体制	全職員の約 1/3 約 2,100 人体制 +警察部約 2,800 人 総計約 4,900 人体制	全職員 約 6,500 人体制 +警察部約 2,800 人 総計約 9,300 人体制

第3 風水害等警戒体制

気象状況等により災害の発生が予想され警戒を必要とされる時は、災害対策本部設置以前の体制として、おおむね次の基準により災害の警戒にあたり、気象、水防等の情報収集等、災害対策に関する連絡調整に万全を期するものとする。ただし、水防関係の体制については、斑鳩町水防計画の定めるところによる。

1 設置基準

(1) 1号警戒配備

大雨又は洪水注意報が発令され、被害の発生する恐れがあり警戒を必要とするとき。

(2) 2号警戒配備

- ア 大雨又は洪水警報が発令され、被害の発生する恐れが強くなったとき。
- イ 水防警報第2段階が発令されたとき。

2 廃止基準

- (1) 町域において、災害発生の恐れが解消した場合
- (2) 町長が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合
- (3) 調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する方が望ましいと町長が認めた場合

3 組織及び運営

災害警戒体制の組織、運営については、災害対策本部組織及び事務分掌に準じるものとする。

4 設置及び廃止の通知

町長は、風水害等警戒体制を設置した場合又は廃止した場合は、各部に通知するとともに必要に応じて知事、関係機関等にその旨を通知する。

第4 災害対策本部の設置

町長は次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害予防対策及び災害応急対策を実施する。

1 設置基準

- (1) 県下に気象業務法に基づく暴風雨、大雨、又は洪水その他警報が発令され、町長がその必要を認めたとき。
- (2) 町において大規模な地震、火災、爆発等が発生し、本部を設置してその対策を必要とするとき。

2 廃止基準

- (1) 災害対策を一応終了したとき。
- (2) 災害発生のおそれなくなり、本部の閉鎖を適当と認めたとき。

3 組織及び運営

(1) 組織

災害対策本部の組織、運営については、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。

(2) 本部会議

災害対策本部会議は災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

ア 構成員

災害対策本部会議の構成員は、次のとおりである。

職名	構成員
本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	総務部長、住民生活部長、住民生活部次長、都市建設部長、会計管理者、教育次長、消防団長

イ 協議事項

- (ア) 災害予防、災害応急対策に関すること。
- (イ) 情報の収集分析、伝達に関すること。
- (ウ) 動員・配備体制に関すること。
- (エ) 災害対策本部の閉鎖に関すること。
- (オ) 各対策部間調整事項に関すること。
- (カ) 住民への避難指示等及び警戒区域の設定に関すること。
- (キ) 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (ク) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (ケ) 他の市町村への応援要請に関すること。
- (コ) 災害救助法の適用要請に関すること。
- (サ) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- (シ) 災害復旧に関すること。
- (ス) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ウ 災害対策本部の庶務

本部の庶務は総務部総務班が行う。

エ 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により速やかに周知徹底を図るとともに、総務部長は各部相互間の連絡調整を迅速に行うものとする。

4 設置及び廃止の通知

町長が災害対策本部を設置又は廃止した場合、総務部総務班は各部、知事、関係機関、防災会議構成員、報道機関に連絡するとともに、情報財政班は住民等にその旨を通知する。

5 災害対策本部の設置場所

本部は、町役場会議室に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、町長の判断によりその他の町施設に設置する。この場合、各部、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関等に電話等によって周知徹底を図るものとする。

災害対策本部を設置する場合、総務部総務班は、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

6 標識等

- (1) 災害対策本部が設置された場合、町役所正面玄関及び本部の入口等に「斑鳩町災害対策本部」の標識を掲示する。
- (2) 本部長、副本部長、部長、班長、その他本部の職員は、災害時において非常活動に従事するときは、別段の定めがある場合のほか、別図（資料編 資料3-1-4参照）の規格による腕章を着用するものとする。
- (3) 災害時において災害活動に使用する本部の自動車には別図（資料編 資料3-1-4参照）の規格による標旗をつけるものとする。

7 職務・権限の代行

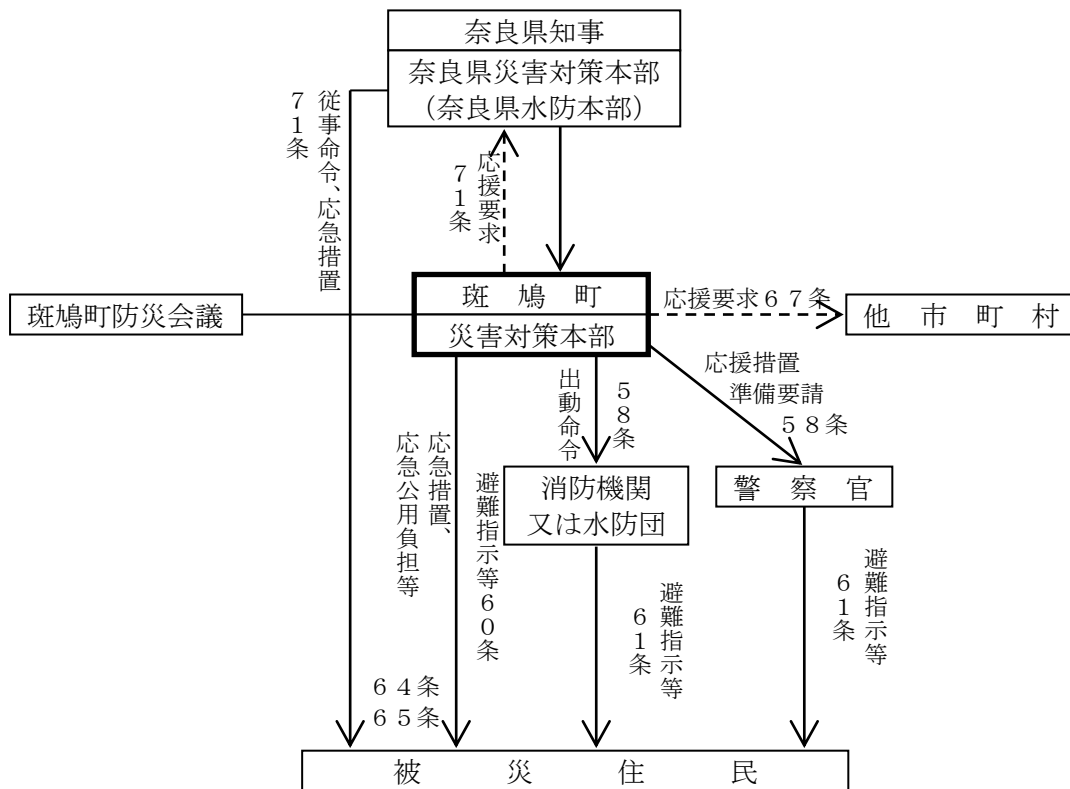
- (1) 災害対策本部の本部長は町長があたり、町長が何らかの事情により不在の場合には、副町長の順位で代行する。
- (2) 本部員（各部長）及び班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した副本部長、副班長が行う。

8 対策の実施

各部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害応急対策活動を実施する。

9 県との連携

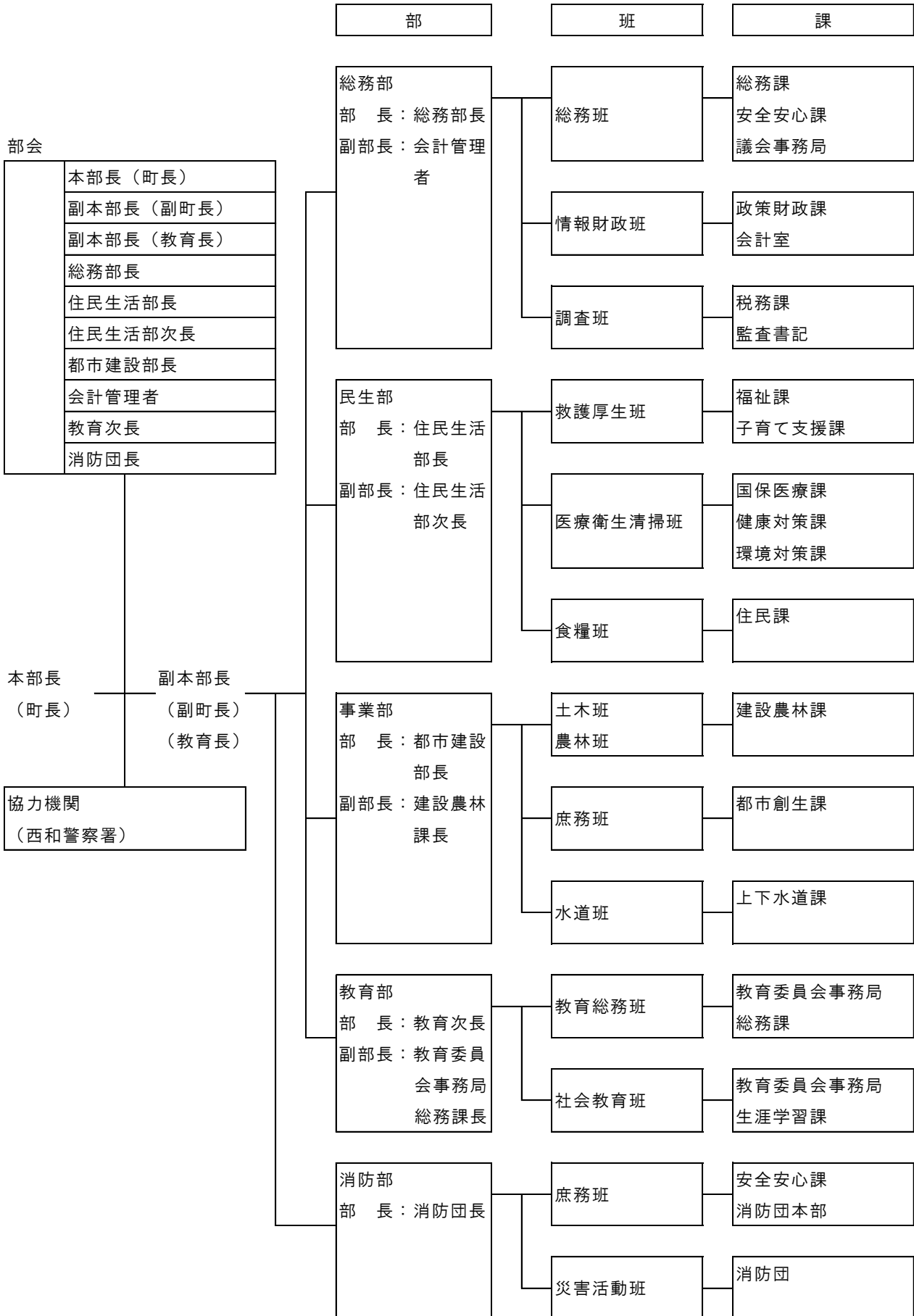
県が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として派遣する。



※条番号はすべて災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の条文を表す。

資料 3-1-3 斑鳩町災害対策本部条例、資料 3-1-4 標識等

【災害対策本部組織図】



【各部の事務分掌】

部	班	所掌事務
<p>総務部 部長：総務部長 副部長：会計管理者</p>	<p>総務班 班長：安全安心課長 副班長：総務課長 副班長：議会事務局長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管に関すること。 2. 災害対策本部の庶務に関すること。 3. 各部班及び関係機関との連絡並びに統制に関すること。 4. 本部職員の非常招集に関すること。 5. 自衛隊の派遣要請に関すること。 6. 無線の管理運営に関すること。 7. 議会との連絡調整に関すること。 8. 緊急輸送車両の確保に関すること。
	<p>情報財政班 班長：政策財政課長 副班長：政策財政課長補佐</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管に関すること。 2. 災害状況の集計及び報告に関すること。 3. 災害写真その他広報活動に必要な資料収集に関すること。 4. 災害状況の伝達、報知に関すること。 5. その他広報、情報に必要な活動に関すること。 6. 災害予算及び災害時の資金運用に関すること。 7. 災害に伴う財政計画に関すること。 8. 中小企業者等の被災状況の把握と融資に関すること。
	<p>調査班 班長：税務課長 副班長：税務課長補佐</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管に関すること。 2. 災証明書の発行に関すること。 3. 陳情、要望事項のとりまとめに関すること。 4. 人的被害、住家等の被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。
<p>民生部 部長：住民生活部長 副部長：住民生活部次長</p>	<p>救護厚生班 班長：福祉課長 副班長：子育て支援課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管に関すること。 2. 災害救助の企画、実施に関すること。 3. 災害救助法の手続き及び救助に関すること。 4. 救援物資の受け入れ及び配分輸送に関すること。 5. 保育所園児の避難及び救護に関すること。 6. 協力救護関係機関、救援隊との連絡調整に関すること。 7. 被災者収容施設の応急建築に関すること。

部	班	所掌事務
民生部 部長：住民生活部長 副部長：住民生活部次長	医療衛生清掃班 班長：国保医療課長 副班長：環境対策課長 副班長：健康対策課長	1. 所管に関する事。 2. 衛生清掃及び医療計画の立案、実施に関する事。 3. 悪疫流行防止のための予防接種、浸水家屋の消毒、感染症患者保菌者の検査に関する事。 4. 廃棄物の処理に関する事。
	食糧班 班長：住民課長 副班長：住民課長補佐	1. 所管に関する事。 2. 救助用主食及び副食の供給に関する事。 3. 本部職員及び派遣職員の給食に関する事。 4. 生活必需品、日用品等の斡旋に関する事。 5. 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。
事業部 部長：都市建設部長 副部長：建設農林課長	土木班、農林班 班長：建設農林課長 副班長：建設農林課長補佐	1. 所管に関する事。 2. 土木施設災害状況取りまとめ及び報告に関する事。 3. 道路、橋梁、河川等の被害応急復旧に関する事。 4. 応急復旧資材の調達に関する事。 5. 農林産業物、施設の被害調査及び対策に関する事。
	庶務班 班長：都市創生課長 副班長：都市創生課長補佐	1. 所管に関する事。 2. 災害状況の把握及び判定並びに、立ち退き指示の立案及び発信、その他本部長が特に認める事項の伝達に関する事。 3. 都市施設の災害対策及び被害調査に関する事。 4. 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。
	水道班 班長：上下水道課長 副班長：上下水道課長補佐	1. 所管に関する事。 2. 上下水道施設の被害調査及び報告に関する事。 3. 上下水道施設の災害復旧及び資器材調達に関する事。 4. 飲料水の供給確保に関する事。 5. 非常給水に関する事。 6. 他の部との連絡調整、水道無線の管理運営に関する事。

部	班	所掌事務
教 育 部 部 長：教育次長 副部長：教育委員会事務局総務課長	教育総務班 班 長：教育委員会事務局総務課長 副班長：教育委員会事務局総務課長補佐	1. 所管に関する事。 2. 教育施設の被害状況調査及び報告に関する事。 3. 教育全般にわたる災害対策の企画調整に関する事。 4. 応急教育の実施に関する事。 5. 園児、児童及び生徒の避難並びに救護に関する事。 6. 教材、学用品の調達に関する事。 7. 学校給食と食糧班の調整に関する事。 8. 本部及び部内の連絡調整に関する事。
	社会教育班 班 長：教育委員会事務局生涯学習課長 副班長：教育委員会事務局生涯学習課長補佐	1. 所管に関する事。 2. 社会教育施設及び文化財の被害状況調査及び報告に関する事。 3. 災害活動に協力する婦人会等の連絡調整に関する事。 4. 社会教育施設に関する対策本部の指示による避難所指定の調整対応に関する事。 5. 社会教育、体育施設の応急修理に関する事。
消 防 部 部 長：消防団長	庶 務 班	1. 所管に関する事。 2. 消防団員の非常招集に関する事。 3. 現場における人員配置及び指揮に関する事。 4. 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。
	災害活動班	1. 所管に関する事。 2. 災害現場における消火、水防、救助活動に関する事。 3. 避難者の誘導その他人命救助に関する事。 4. その他災害防止、鎮圧及び警備に関する事。

第5 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

第6 初動体制による活動（災害対策本部設置までの対応）

勤務時間外の災害発生直後から災害対策本部が設置できるまでの間、町は災害対策本部に準じた体制で初期活動を開始する。

1 参集職員

(1) 参集時

- ア 参集職員による参集途上での被害状況の収集
「参集途上における被害状況報告書」に記入
- イ 人命救助

(2) 参集後

- ア 参集人員の確認・調整
- イ 災害対策本部設置の準備
- ウ 通信手段の確保
 - (ア) 防災無線の管理
 - (イ) 災害時優先電話の管理
- エ 職員からの被害状況等の収集・集約
- オ 住民・団体からの情報収集・集約
- カ 車両の確保
- キ 県・自衛隊・その他防災関係機関との連絡
- ク 重傷者搬送先病院の確保、その他医療救護活動のための準備
- ケ 緊急輸送ルート確保、その他交通規制のための準備
- コ 活動の記録
- サ その他、副本部長及び総務部長の指示事項

2 各施設（小学校等）

- (1) 施設の被害状況の把握・報告
- (2) 避難所開設の準備（状況把握・報告）

3 奈良県広域消防組合・斑鳩町消防団

人命救助・火災処理（消防水利確保）

4 都市建設部

飲料水確保のための施設応急措置

資料 3-1-5 参集途上における被害状況報告書

第3節 動員体制

迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、災害が発生した状況又は発生すると予測される状況に応じて職員を動員配備する。

《担当部・機関》

各部・関係機関

第1 動員人員

職員の動員は次のとおりとする。

部	動員区分 班名	風水害等災害警戒体制		災害対策本部	
		1号警戒配備	2号警戒配備	1号動員	2号動員
本部	警戒体制本部		8	9	9
総務部	総務班	必要に応じた体制を整える	必要に応じた体制を整える	全員	全員
	情報財政班		係長以上（ただし、女性の係長は除く。）	全員	〃
	調査班		係長以上（ただし、女性の係長は除く。）	全員	〃
民生部	救護厚生班		係長以上（ただし、女性の係長は除く。）	本庁職員全員	〃
	医療衛生清掃班		係長以上（ただし、女性の係長は除く。）	本庁職員全員・本庁男子職員	〃
	食糧班		係長以上（ただし、女性の係長は除く。）	全員係長以上・男子職員	〃
事業部	土木班	必要に応じた体制を整える	必要に応じた体制を整える	全員	〃
	農林班	必要に応じた体制を整える	必要に応じた体制を整える	全員	〃
	庶務班	必要に応じた体制を整える	必要に応じた体制を整える	全員	〃
	水道班		係長以上（ただし、女性の係長は除く。）	全員係長以上・男子職員	〃
教育部	教育総務班		係長以上（ただし、女性の係長は除く。）	本庁職員全員係長以上・男子職員	〃
	社会教育班		係長以上（ただし、女性の係長は除く。）	本庁職員全員係長以上・男子職員	〃
消防部	庶務班	1	8	7	〃
	災害活動班			必要に応じた体制を整える	〃

※風水害等災害警戒体制の2号警戒配備において、各部の所管する施設管理は必要に応じた体制を整える。

1 出動指令の決定

(1) 警戒配備

警戒配備についての事務は次のとおりとして総務班において行う。

ア 警戒配備動員発令のための準備は、情報の収集、関係班との協議などである。

イ 警戒配備動員の発令

1号警戒配備において総務部長は、配備動員を発令すると共に副本部長にこれを報告し、2号警戒配備にあつては、副本部長は、配備の動員を発令すると共に、本部長にこれを報告し、総務班は配備動員の発令を各班に伝達するものとする。

ウ 被害報告のとりまとめ

エ 1号動員ないし2号動員の必要がある場合は、そのための準備として資料を作成し、町防災会議を招集する。

(2) 1号動員及び2号動員

ア 1号動員又は2号動員は、本部長（本部長が不在のときは副本部長）が発令するものとする。

イ 県下に暴風、大雨等の警報が発令された場合、町長は1号動員又は2号動員の必要を確認するため、各班長及び係員にあらかじめ地域内の各河川を巡視させ、情報収集にあたらせるものとする。

ウ 総務班は、動員が決定された場合は、直ちに各班に連絡しなければならない。

連絡を受けた各班は、所定の動員を行うとともに動員した人員、その他必要な事項を情報財政班に連絡しなければならない。

第2 動員方法

1 勤務時間内の動員方法

(1) 連絡体制

各対策部への連絡は、総務部総務班が庁内放送によって行う。

(2) 活動体制への移行

連絡を受けた場合、平常の勤務体制から各班を編成して直ちに災害応急活動体制に切り替える。

2 勤務時間外の動員方法

(1) 勤務時間外に職員の非常招集を行う必要が生じた場合にあつては、当直者は直ちに安全安心課長及び建設農林課長を通じて町長に状況を報告し（警戒配備動員にあつては総務部長又は副町長）その指揮を受けて招集するものとする。

(2) 町長が職員に非常招集を命じたときは、当直者は直ちに総務部長に連絡しなければならない。

教育長、各部長、議会事務局長は、あらかじめ定めた連絡網により所属の職員を招集する。

(3) 非常招集の方法

担当部課長による非常招集の方法は、電話等によることとする。

3 動員状況の報告及び連絡

(1) すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。

(2) 各班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を対策部長に報告する。

(3) 各対策部長は、各班ごとの参集状況を総務部総務班へ報告する。

(4) 総務部総務班は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告する。

4 連絡責任者

連絡責任者（各班長）は、所属班と斑鳩町災害対策本部との連絡にあたる。

5 過渡的措置

各対策部長は、勤務時間外の過渡的措置として非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

6 人員の確保

(1) 警戒配備の場合

各部長は、各部の災害警戒活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、総務部長に対し、人員の多い配備区分の指令を要請する。

(2) 1号動員の場合

各対策部長は、各対策部の応急対策活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を総務部総務班へ報告する。

(3) 2号動員の場合

各対策部長は、各部の防災活動遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を総務部長に要請する。この場合、総務部長は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

7 平常業務の機能確保

2号動員体制下では、災害の発生からの時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能確保については、総務部長と協議のうえ、住民サービス部門等から平常業務を確保していく。

8 災害時における職員の服務

(1) 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

(2) 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生する恐れのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

9 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。これに該当する職員は、速やかに所属班長に連絡し、以後の指示を受ける。但し、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

(1) 公務のため管外出張中の場合

(2) 職員自身が災害発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合

(3) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合

(4) 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合

(5) 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等がおり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合

(6) 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼、流失、床上浸水等の被害を受けた場合

(7) その他事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

第3 福利厚生

総務部長は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生
の充実を図る。

1 宿泊及び仮眠施設等の確保

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の
随時借り上げによって確保・調整に努める。

2 食糧等の調達

民生部食糧班は災害対策活動従事者への食糧等を協定業者等から調達する。なお、配送については、
被災者への救護物資及び給食等の配送と併せ、輸送の合理化を図る。

3 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各対策部の実情に即し適宜要員の交替等を行
う。

第4節 警戒活動

《担当部・機関》

事業部庶務班・事業部土木班・事業部水道班・事業部庶務班
奈良県広域消防組合・関係機関

第1 水防活動

水防管理者は、町域において水害が予想される場合には、町水防計画に基づき、迅速に次の水防活動を実施する。

なお、水防活動の具体は、別途「町水防計画」に準ずる。

1 各区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報

2 水防に必要な資機材の点検整備

3 水こう門、せき堤等の遅延ない操作及び水（樋）門等の管理者に対する閉鎖の応援

水防管理者は、出動命令を出した水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、重要箇所を中心に巡回し、次のような異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、所轄の現地本部に報告する。

- (1) 堤防の亀裂、崖崩れ、沈下等
- (2) 堤防からの溢水状況
- (3) 水こう門等の水漏れ
- (4) 橋梁等構造物の異常
- (5) ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れなど

第2 土砂災害警戒活動

町及び県は、豪雨、強風等によって生じる土砂災害に備える。

1 警戒活動の種類

土砂災害の警戒活動については、災害対策本部の判断により、次の警戒活動を行う。

(1) 第1次警戒体制

- ア 各危険地域において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- イ 地元自主防災組織等の活動を要請する。
- ウ 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(2) 第2次警戒体制

- ア 住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。
- イ 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難指示等を行う。

2 情報交換の徹底

関係機関は、風力雨量等の情報交換に努める。

第3 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、強風等によって発生する災害に備える。

1 ライフライン事業者

防災業務計画等に基づき警戒活動を行う。

(1) 上下水道

ア 応急対策要員の確保を行う。(待機及び非常呼集体制の確立)

イ 応急対策・復旧に必要な資機材の点検、整備、確保を行う。

(2) ガス事業者

ア 応急対策要員の確保を行う。(待機及び非常呼集体制の確立)

イ 応急対策・復旧に必要な資機材の点検、整備、確保を行う。

ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある施設等を巡回・点検する。

(3) 電力事業者

ア 応急対策要員の確保を行う。(待機及び非常呼集体制の確立)

イ 応急対策・復旧に必要な資機材の点検、整備、確保を行う。

(4) 電信電話事業者

ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置を行う。

イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置を行う。

ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施を行う。

エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置を実施する。

オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の点検、整備、確保を行う。

(5) 放送事業者

ア 気象情報等の収集に努める。

イ 電源設備、給排水設備の整備、点検を行う。

ウ 中継・連絡回線の確保を行う。

エ 放送設備・空中線の点検を行う。

オ 緊急放送の準備を行う。

2 交通施設管理者

気象情報の収集に努め、必要に応じて警備警戒をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講じる。

(1) 鉄軌道施設

ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ、若しくは速度制限を行う。

イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路・橋梁施設

ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。

イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導灯等の適切な措置を講じる。

第5節 応急避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難指示等、誘導等必要な措置を講じる。また、避難にあたっては、要配慮者に配慮したものとする。

《担当部・機関》

総務部総務班・事業部土木班・消防部災害活動班・関係機関

第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

災害から住民の安全を確保するため、「斑鳩町避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。

なお、知事は、町が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施することができる。

1 実施機関

避難指示等を行う者は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害種類
町長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法第56条第2項	災害全般
町長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル4】避難指示の発令 ・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法第60条第1項、第2項	災害全般
町長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	【警戒レベル5】緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示	災害対策基本法第60条第3項	災害全般
知事	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法第60条第6項	災害全般
警察官	町長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法第61条第1項	災害全般

(2) その他の法令による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害種類
警察官	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいらないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水

2 住民に求める行動

	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・家族との連絡、非常持ち出し品の用意等、避難準備を開始 ・要配慮者等、避難行動要支援者は、計画された避難場所へ避難行動を開始（避難支援者は、支援行動を開始）
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら、避難行動を速やかに完了 ・未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動を開始

第2 高齢者等避難の指示

気象予警報等に基づき、浸水やがけ崩れなどによる被害を受けるおそれがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難指示等を実施することが予想される場合は、当該地域の住民に対し、高齢者等避難を周知する。

1 実施者

- (1) 知事若しくはその命を受けた職員又は水防管理者(町長)は、河川及びため池で警戒水位に達するなど洪水によって被害が発生するおそれがある場合は、その危険地域の住民に対し、広報車等によって高齢者等避難を周知する。
- (2) 町長は、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、災害発生のおそれがある場合は、その危険地域の住民に対し、広報車等によって高齢者等避難を周知する。

2 高齢者等避難の周知の実施要領

避難の準備を周知する場合の実施要領は、次のとおりである。

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が予想される状況 ・要配慮者等、特に避難行動要支援者が避難行動を開始する段階
伝達内容	避難対象地域、発令者、危険予想地域、避難すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法、避難先、避難経路、避難時の注意事項、その他必要事項
伝達方法	広報車による伝達、県防災情報システム、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、SNS、災害情報共有システム(L-ALERT)、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭等による伝達を併用する。

3 高齢者等避難の連絡

町長は、高齢者等避難を行った場合は、速やかに知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。

- (1) 発令時刻
- (2) 対象地域
- (3) 対象世帯数及び人員
- (4) その他必要事項

第3 避難指示等

町長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準に則って、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、夜間等避難に危険を伴うような時間の発令を避けるようにする。

また、必要に応じて、県等に避難指示等に関する助言を求めることができる。

1 避難指示等の実施要領

災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難指示等を発令し、住民への周知を徹底する。

(1) 避難指示

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況
伝 達 内 容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項、その他必要事項
伝 達 方 法	広報車による伝達、県防災情報システム、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、SNS、災害情報共有システム（L-A L E R T）、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭等による伝達を併用する。

(2) 緊急安全確保

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	<ul style="list-style-type: none">・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況・堤防の隣接地、斜面の直下など地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況・人的被害が発生した状況
伝 達 内 容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項、その他必要事項
伝 達 方 法	テレビ放送、ラジオ放送、県防災情報システム、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、ファクシミリ、口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）、SNS、災害情報共有システム（L-A L E R T）等を併用する。

(3) 屋内での待避等の安全確保措置

避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下、「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

2 避難指示等の連絡

(1) 町長が避難指示等を行った場合

町長は、避難指示等を行った場合、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行った場合は、速やかに知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。

ア 避難指示等、屋内での待避等の安全確保措置の種類

イ 発令時刻

- ウ 対象地域
- エ 対象世帯数及び人員
- オ その他必要事項

(2) 町長以外が避難指示等を行った場合

町長以外が避難指示等を行った場合、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行った場合は、直ちに総務部総務班に報告し、町長は上記に準じて知事及び関係機関へ通知する。

3 避難路の確保

事業部土木班は、県、県警察（西和警察署）、道路管理者との連携のもと、住民の安全のために避難路の確保に努める。

4 住民に望まれる避難行動

(1) 土砂災害

- ア 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、自らの意思で行動するようにする。
- イ 避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- ウ 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- エ 夜間や豪雨により外部へ避難することが却って危険な場合は、建物の高いところなどに垂直避難する。
- オ 雨が収まってもすぐに帰宅しないようにする。
- カ 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- キ 土砂災害警戒区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意するようにする。

(2) 水害

- ア 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、自らの意思で行動するようにする。
- イ 避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- ウ 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- エ 夜間や豪雨により外部へ避難することが却って危険な場合は、建物の高いところなどに垂直避難する。
- オ 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- カ 浸水想定区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意するようにする。

避難指示等発令基準表

(斑鳩町)

対象危険河川	大和川 29.2k～32.8k付近	
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・大字目安・目安1～4丁目・目安北1～3丁目、 服部1、2丁目、小吉田1・2丁目、 興留1丁目の一部、興留4～10丁目、 稲葉車瀬1・2丁目、稲葉西1丁目の一部、 大字阿波、阿波2・3丁目、五百井1丁目の一部、 神南1・2丁目、神南3丁目の一部、神南5丁目 	
観測所	大和川 板東水位観測所	
高齢者等避難	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①板東観測所で3.5m（避難判断水位相当）に達した場合 ②漏水等が発見された場合 	
避難指示	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①板東観測所で4.1m（はん濫危険水位相当）に達した場合 ②異常な漏水等が発見された場合 ③水防団若しくは消防団等や住民等から避難の必要性に関する通報があった場合 	
緊急安全確保	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①板東観測所で5.64m（堤防満杯水位相当）に達するおそれがある場合 ②異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③決壊や越水・溢水が発生した場合 	

※時間帯や周囲の状況・今後さらに水位の上昇が見込まれる場合等により判断する。

避難指示等発令基準表

(斑鳩町)

対象危険河川	富雄川	
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・大字高安、高安1丁目、高安西1丁目 法隆寺南2・3丁目 東福寺1丁目 幸前1・2丁目 法隆寺東2丁目、法隆寺南2丁目 	
観測所	富雄川 高安観測所	
高齢者等避難	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高安観測所で2.1m（避難判断水位）に達した場合 ②漏水等が発見された場合 	
避難指示	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高安観測所で2.6m（はん濫危険水位）に達した場合 ②異常な漏水等が発見された場合 ③水防団若しくは消防団等や住民等から避難の必要性に関する通報があった場合 	
緊急安全確保	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ②決壊や越水・溢水が発生した場合 	

※時間帯や周囲の状況・今後さらに水位の上昇が見込まれる場合等により判断する。

避難指示等発令基準表

(斑鳩町)

対象危険河川	竜田川	
対象地域	・龍田南6丁目の一部	
観測所	竜田川 平群観測所	
高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合 ①平群観測所で3.5m（避難判断水位）に達した場合 ②漏水等が発見された場合	
避難指示	次のいずれかに該当する場合 ①平群観測所で3.9m（はん濫危険水位）に達した場合 ②異常な漏水等が発見された場合 ③水防団若しくは消防団等や住民等から避難の必要性に関する通報があった場合	
緊急安全確保	次のいずれかに該当する場合 ①異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ②決壊や越水・溢水が発生した場合	

※時間帯や周囲の状況・今後さらに水位の上昇が見込まれる場合等により判断する。

第4 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

1 設定権者

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

なお、知事は、市町村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第63条第1項の規程により実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施することができる。

設定権者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
知事	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法第63条	災害全般
警察官	町長若しくは町長の委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、第36条	水害を除く災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害
自衛官	町長若しくは町長の委任を受けた町の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
消防職員 又は 消防団員	円滑な消防活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、第36条	水害を除く災害全般
水防団長、 水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害

2 規制の実施

- (1) 町長は、警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 町長は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。
- (3) 町長は、県警察（西和警察署）、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

3 周知

避難指示等などと同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

4 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には町長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、町職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

5 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示等の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

第5 避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと、要配慮者に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

1 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、次の事項を周知徹底する。

- (1) 避難にあたっては、必ず火気・危険物等の始末を完全にするとともに、家屋の補強、家財の整理をしておくこと。
- (2) 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じること。
- (3) 避難者は、必要最小限度の身の回り品のほか、必要に応じ防寒雨具、照明具を携行するものとし、過重な携行品及び避難後調達できる物は除外すること。
- (4) 頭をヘルメット等で保護し、できれば氏名票（氏名、住所、本籍、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を肌へに携行すること。
- (5) 消防職員、消防団員、町の職員、警察官などによる避難誘導のある場合は、その指示に従うこと。

2 避難誘導

町長が避難指示等を行った場合は、住民の避難誘導を実施する。

(1) 避難所への住民の避難誘導

消防部災害活動班は、県警察（西和警察署）の協力を得るとともに、自主防災組織、自治会、日赤奉仕団等の住民組織等と連携して、避難所への住民の避難誘導を実施する。

(2) 学校、病院等における誘導

学校、病院、社会福祉施設、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

3 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、できるだけ集団避難を実施するとともに、要配慮者の確認と誘導を実施する。

- (1) 避難の順序は、緊急避難の必要性の高い地域から行うものとし、高齢者、乳幼児、傷病者、障害者、妊産婦など要配慮者及びこれらに必要な介助者を優先して行う。
- (2) 避難の経路については、あらかじめ選定した経路の安全を確認し、危険箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。
- (3) 夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置するとともに、できるだけ、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- (4) 浸水地等においては、必要に応じ船艇、ロープ等の資機材を配置して、誘導の安全を期する。
- (5) 避難のための輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合や避難先が遠い場合等は、必要に応じ車両、船艇等によって実施する。

第6 避難所の開設等

- (1) 町長は、災害から住民の安全を確保するため避難指示等を行った場合又は避難を求める住民がいる場合は、その状況に応じて安全な避難路、避難地又は避難所を指定し、住民に周知する。
- (2) 避難所を指定した場合、施設管理者は、「斑鳩町避難所運営マニュアル」に基づき速やかに避難所を開設する。ただし、施設管理者が開設困難な場合は所管する職員が開設する。
- (3) 町内の避難所に被災者を収容できないとき、町長は、県又は県内他市町村に対し被災者の移送及び収容について要請する。なお、他地域への移送を要請したとき、町長は、職員の中から移送にあたる引率者を添乗させる。
- (4) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

第2章 災害発生後の活動

第1節 情報の収集・伝達

災害発生後、県及び関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線や県土砂災害・防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

《担当部・機関》

総務部財政情報班・総務部調査班・各部・関係機関

第1 気象予警報等の収集・伝達

気象予警報等が発表された場合は、災害発生以前から継続して気象情報等の収集・伝達を行う。

第2 情報の収集・伝達系統

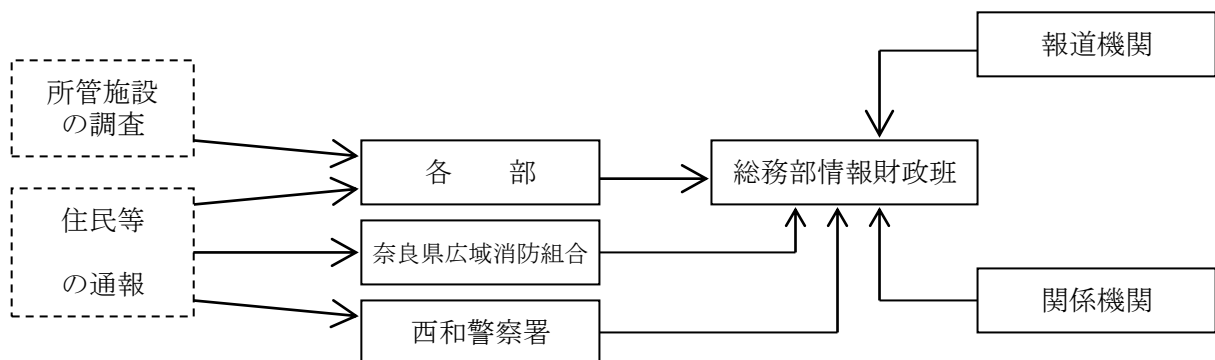
災害発生時の情報連絡体制を最優先で確立させるため、町及び防災関係機関は、通信連絡体制を統括するとともに、収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び関係機関相互の迅速かつ的確な伝達系統を確保する。

1 情報の収集・伝達手段

- (1) 防災行政無線
- (2) 無線放送、電話、携帯電話、ファクシミリ、緊急速報メール、防災情報メール、インターネット、SNS等の通信手段
- (3) バイク、自転車を用いた伝令

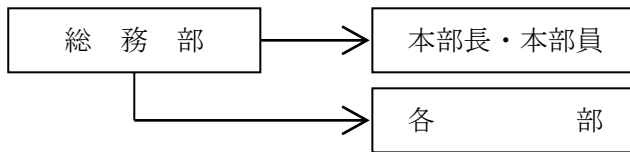
2 情報収集・伝達系統

(1) 情報収集系統

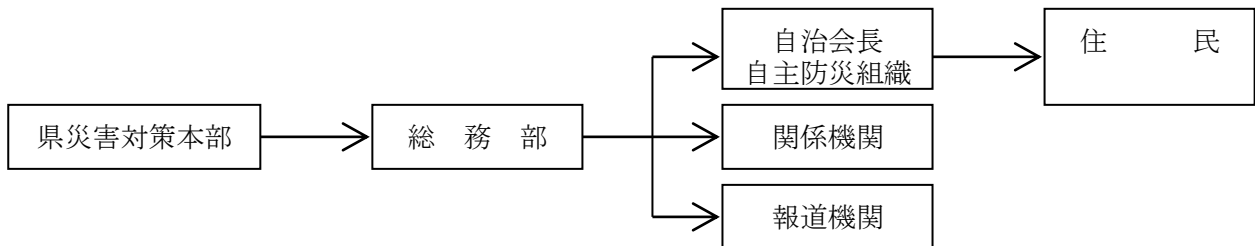


(2) 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 住民及び関係機関との伝達系統



第3 被害状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概況について、災害発生後、なるべく早期に把握するとともに、関係機関、住民等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する。なお、要配慮者の被害状況については特に配慮する。

1 被害概況の把握

(1) 実施担当

各部各班は、事務分掌に基づき、関係機関及び団体等の協力・応援を得つつ、被害概況を把握し総務部調査班に報告する。また、勤務時間外の場合は、参集途上の情報も把握する。

なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務部調査班に報告する。

(2) 被害概況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

- ア 消防機関への通報状況
- イ 警察署からの情報（通報状況等）
- ウ 防災関係機関からの情報
- エ 自主防災組織、住民等からの情報
- オ 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- カ 庁舎周辺の状況
- キ その他

(3) 把握する内容

- ア 人的被害の発生状況
- イ 床上浸水・床下浸水、流失家屋等の状況
- ウ 土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性
- エ 避難の状況、住民の動向
- オ 冠水等道路交通の状況
- カ ライフラインの被害状況、供給等の停止状況
- キ その他災害の拡大防止措置上必要な状況

(4) 把握の手段

- ア 防災行政無線を用いる。
- イ 電話、携帯電話等を用いる。
- ウ 町が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等によって行う。

(5) 被害状況把握の注意事項

- ア 被害状況等の把握にあたっては、関係機関相互の連絡を密にし、脱漏、重複のないよう十分留意し、正確を期すこと。
- イ 被害世帯数については、現地調査のほか、住民登録と照合するなど、的確を期すること。
- ウ 要配慮者の被害状況の把握には特に配慮すること。

2 被害概況の集約

総務部調査班は、各部各班からの報告に基づき、被害概況を随時取りまとめる。
取りまとめる被害概況は、次のとおりである。

(1) 人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

(2) 建物被害

床上浸水・床下浸水、全壊（全焼・全流失）、半壊（半焼）、一部損壊、非住家、ブロック塀の状況

(3) 公共土木施設等の被害

- ア 道路、橋梁の状況
- イ 河川、水路、ため池の状況
- ウ 土石流、地すべり、急傾斜地等の状況
- エ 道路交通、公共交通機関の状況
- オ ライフラインの状況
- カ 文教施設、清掃施設の状況

(4) その他

- ア 消火・人命救助活動の状況
- イ 医療活動の状況
- ウ 避難指示等、警戒区域の設定の状況
- エ その他必要な情報

資料 3-1-6 応急被災状況報告書

3 詳細被害状況の把握

各部各班は、自己の班に属する被害状況を把握する。なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務部調査班へ報告する。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

把握する内容及び実施担当は、次のとおりである。

	把握する内容	実施担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	総務部調査班
	負傷者の状況	総務部調査班
住家被害	床上浸水・床下浸水・全壊（全焼・全流失）、半壊（半焼）、一部損壊、土砂流入等の状況	総務部調査班
	応急危険度判定	事業部庶務班
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	各所管部
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	各所管部
その他被害	田畑の被害状況	事業部農林班
	文教施設の被害状況	教育部教育総務班
	医療機関の被害状況	民生部医療衛生清掃班
	道路・橋梁関連被害状況	事業部土木班
	河川、水路、ため池の被害状況	事業部土木班
	土石流、地すべり、急傾斜地等の被害状況	事業部土木班
	上水道施設の被害状況	事業部水道班
	下水道施設の被害状況	事業部水道班
	ごみ処理施設等の被害状況	民生部医療衛生清掃班
	ブロック塀の被害状況	—
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	事業部庶務班

4 り災状況、被害金額の把握

詳細被害状況に基づき、り災状況と被害金額を把握する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

	把握する内容	実施担当
り災状況	り災世帯数、り災者数	総務部調査班
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育部教育総務班・社会教育班
	農業施設の被害金額	事業部農林班
	その他公共施設の被害金額	各所管部
	農林の被害金額	事業部農林班

【被害状況等報告基準】

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが死亡したことが確実なもの。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。 なお、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告する。併せて、負傷した高齢者や障害者等は再掲する。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	主屋のほかに小さい附属建物（物置、便所、風呂場等）が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 (全焼) (全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満に達した程度のも。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のも。
	半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも。
	一部損壊	準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごくちいさなものは除く。
住家被害	床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
	非住家被害	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 なお、官公署、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。
非住家被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害項目		報告基準		
そ	被田畑害の	流失	耕地が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。	
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。	
の	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	道路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 なお、「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	橋梁		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 なお、「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道の橋梁が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。	
	河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 なお、「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決裂し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	砂防		砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
被	清掃施設		ごみ処理およびし尿処理施設とする。	
	鉄道不通		電車等の通行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶		ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能になったものおよび流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	電話		災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
	電気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	害	ガス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
		ブロック塀		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り	災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
			り災者	
火	災発生		地震の場合のみ報告する。	
被	公立文教施設		公立の文教施設とする。	
	害	農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
		公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。
	金	その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
		農産被害		農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
		林産被害		農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害			農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
額	水産被害		農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
	商工被害		建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具とする。	

第4 避難及び応急対策の実施状況の把握

その後の応急対策の方針を決めるため、時間の経過とともに変化する避難及び応急対策の実施状況をなるべく詳細に把握する。

1 避難状況の把握

各実施担当は、避難状況を把握し総務部情報財政班に報告する。

把握する内容と管理責任者は、次のとおりである。

把握する内容		管理責任者	
避難状況	避難地、避難所の状況	斑鳩小学校	学校長
		斑鳩西小学校	学校長
		斑鳩東小学校	学校長
		斑鳩中学校	学校長
		斑鳩南中学校	学校長
		斑鳩幼稚園	園長
		斑鳩西幼稚園	園長
		斑鳩東幼稚園	園長
		たつた保育園	所長
		あわ保育園	所長
		斑鳩中央体育館	生涯学習課長
		斑鳩中央公民館	館長
		斑鳩西公民館	館長
		斑鳩東公民館	館長
		法隆寺国際高等学校	学校長
		消防コミュニティセンター	安全安心課長
		いかるがホール	斑鳩町文化振興財団事務局長
		斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里	福祉課長
		生き生きプラザ斑鳩	健康対策課長
		斑鳩町法隆寺五丁地区地域交流館	総務課長

2 応急対策の実施状況の把握

各実施担当は、応急対策の実施状況を把握し総務部情報財政班に報告する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
応急対策の実施状況	応急給水	事業部水道班
	食糧の状況	教育部教育総務班 民生部食糧班
	医療救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	民生部医療衛生清掃班 民生部救護厚生班
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	総務部情報財政班

第5 被害状況等の集約・整理等

1 被害状況等の集約・整理

総務部情報財政班・調査班は、各部各班から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- (1) 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- (2) 被害分布図等

2 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。
- (2) 確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。
- (3) 応援要請等に係る情報を整理すること。
- (4) 情報の空白地を把握すること。
- (5) 被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握すること。

3 被害状況等に基づく判断

町単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、総務部長は、県に対して応援要請を行う。

第6 県及び国への報告

被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（平成24年5月31日付消防防第111号）に従い、基本的に県に対して実施する。

行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

1 被害状況・避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	町	
2 避難に関する状況 (避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、 避難世帯数・避難者数)	町	
3 福祉関係施設被害	町(県)	
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	町(県)	県保健所
5 水道施設被害	町	
6 農業生産用施設	町	県農林振興事務所
7 畜産被害	町	県家畜保健衛生所
8 水産被害	町	
9 農地、農業用施設被害	町	県農林振興事務所
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	町	県農林振興事務所
11 林産物、林産施設被害	町	県農林振興事務所
12 商工関係被害	町(県)	県農林振興事務所
13 公共土木施設被害	町(県)	県土木事務所
14 都市施設被害	各施設	県土木事務所
15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く)	県	町
16 文教関係施設被害	町教育委員会(県文化財 保存課)	
17 文化財被害	町教育委員会(県文化財 保存課)	町 町
18 警察関係被害	警察本部、警察署	
19 生活関連施設被害	指定公共機関等	

2 報告基準

県が規定する報告基準に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室に報告する。また、災害が発生したときは担当する調査事項(本節「1 被害状況、避難状況等の調査」参照)について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

- (1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を県及び国(消防庁)に通報する。
- (2) 次の基準に該当する場合は、速やかに県に報告する。なお、県への報告が、通信の途絶等によって不可能な場合は、直接国(消防庁)に報告する。この場合、事後速やかに県に報告を行うものとする。

ア 即報基準

(一般基準)

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 町が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が2府県以上にまたがるもので1の府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

- (エ) 気象業務法第13条の2に規定する大雨等に係る特別警報が発表されたもの
- (オ) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (カ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (キ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ク) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ケ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- (コ) 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの
- (例示) 水害・土砂災害等

- ・崖崩れ、地滑り、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 雪害
 - ・雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - ・道路が土砂災害、凍結又は雪崩等により途絶され、孤立集落を生じたもの

イ 火災等

(一般基準)

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告する。

- (ア) 死者が3人以上生じたもの
- (イ) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- (ウ) 自衛隊に災害派遣を要するもの

(個別基準)

次の火災及び事故については一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をする。

① 火災

A 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

B 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

C 交通機関の火災

航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- a 航空機火災
- b トンネル内車両火災
- c 列車火災

D その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

② 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇薬、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

A 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

B 負傷者が5人以上発生したもの

C 周辺地域の住民が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

D 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

E 河川への危険物等流出事故

F 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

③ 原子力災害等

A 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

B 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

④ その他の特定の事故 第2号様式

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

⑤ 消防職員及び消防団の消火活動等に伴う重大事故

ウ 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関大きくに取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること

(3) 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 死者5人以上の救急事故

イ 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

ウ 要救助者が5人以上の救助事故

エ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故

オ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

カ 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

キ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

ク 上記ア～キに該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例)

・列車、航空機に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(4) 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害にいる火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても報告をすること。

- ア 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射能物質の放出その他の人的又は物的災害
- イ 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

3 県への報告要領

総務部総務班は災害が発生した時から、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、「災害概況即報（別紙様式）」又は「被害状況即報（第1号様式）」により、県防災統括室、郡山土木事務所に対して、次の要領により報告を行う。

4 報告区分及び要領

（1）災害概況即報（早期災害報告様式）

「即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により県防災統括室に報告する。

また、「直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告する。

（県地域防災計画「直接報告基準」）

ア 火災等即報

① 建物火災

ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

② 交通機関の火災

第6の2の（2）のイの①のCのabcに同じ

③ 危険物等に係る事故

A 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡以上の区域に影響を与えたもの

B 危険物を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

a 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

b 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

C 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

D 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

④ 原子力災害等

第6の2の（2）のイの③のABに同じ

イ 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

① 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故

② バスの転落等による救急・救助事故

③ ハイジャックによる救急・救助事故

④ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

⑤ その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

(2) 被害状況即報

「即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

(3) 災害確定報告

応急対策終了後、14日以内に「被害状況即報（第1号様式）」により報告する。ただし知事が必要と認める場合は、その指示に従って報告する。

(4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を翌年3月10日までに「災害年報（第2号様式）」により報告するものとする。

(5) 被害状況報告

県の所定の様式により、県地域防災計画に定める報告系統に従って町の関係課から遅滞なく報告するものとする。

5 報告を行うことができない場合

通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

資料 3-1-7 被害状況等報告様式、資料 3-1-8 被害状況等の報告系統

資料 3-1-9 被災世帯の認定基準

第7 通信手段の確保

災害発生時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

1 無線通信機能の点検及び復旧

総務部総務班は、災害発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

2 電気通信設備の利用

(1) 電気通信事業者への要請

総務部総務班は、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保を要請する。

(2) 非常時優先電話の利用

災害時に通信の電話が著しく輻輳してかかりにくい場合、町は西日本電信電話株式会社と協議して設置した災害時優先電話を発信専用として活用する。

3 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 県、近隣市町村との連絡

県防災情報システムを利用して行う。また必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 関係機関との連絡

総務部総務班は、関係機関に対し、職員の総務部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(3) 消防電話・警察電話等の利用

総務部総務班は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、奈良県広域消防組合又は西和警察署に業務用専用回線の利用を要請する。

(4) 非常通信の利用

総務部総務班は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線等による通信が困難な場合、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

ア 県警察（西和警察署）、鉄道会社等の関係機関が保有する無線

イ 放送局の有する無線

ウ アマチュア無線等

4 災害現場等出動者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒歩等）、派遣等の適当な手段によって行う。

第8 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

町は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

町が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

- (2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

町は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第2節 災害広報・広聴対策

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第4節 災害広報・広聴対策に準じる。

第3節 応援の要請・受入れ及び支援体制の整備

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第5節 応援の要請・受入れ及び支援体制の整備に準じる。

第4節 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼・受入れ

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第6節 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼・受入れに準じる。

第5節 消火・救助・救急活動

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第7節 消火・救助・救急活動に準じる。

第6節 医療救護活動

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第8節 医療救護活動に準じる。

第7節 二次災害の防止対策

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第10節 二次災害の防止に準じる。

第8節 緊急輸送活動・交通規制

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第11節 緊急輸送活動・交通規制に準じる。

第9節 避難所の開設・運営

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第12節 避難所の開設・運営に準じる。

第3章 災害復旧期の活動

第1節 災害救助法の適用

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第1節 災害救助法の適用に準じる。

第2節 緊急物資の供給

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第2節 緊急物資の供給に準じる。

第3節 保健衛生活動

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第3節 保健衛生活動に準じる。

第4節 要配慮者等の支援対策

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第4節 要配慮者等の支援対策に準じる。

第5節 ライフラインの確保

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第5節 ライフラインの確保に準じる。

第6節 建築物・住宅応急対策

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第6節 建築物・住宅応急対策に準じる。

第7節 農林関係応急対策

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第7節 農林関係応急対策に準じる。

第8節 応急教育等

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第8節 応急教育等に準じる。

第9節 文化財の応急対策

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第9節 文化財の応急対策に準じる。

第10節 廃棄物の処理

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第10節 廃棄物の処理に準じる。

第11節 遺体の収容・処理及び埋火葬

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第11節 遺体の収容・処理及び埋火葬に準じる。

第12節 自発的支援の受入れ

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第12節 自発的支援の受入れに準じる。

第13節 社会秩序の維持

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第13節 社会秩序の維持に準じる。